



揖斐川町では、若い世代の流出や少子高齢化の進展等による人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、移住・定住化支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

移住・定住促進奨励金制度

1 新築住宅建設等奨励金

町内に居住用の住宅を新築または購入する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】基本奨励金：10万円

- ・町外からの転入者の場合は10万円を加算
 - ・町内業者が建設する場合は10万円を加算
 - ・町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
 - ・用途地域指定区域内に新築する場合は10万円を加算
 - ・三世代同居世帯が居住する場合は10万円を加算
- ※新築工事等の着工前に手続きが必要です

2 新築事業所建設等奨励金(事業所向け)

町内に事業所を新築する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】基本奨励金：10万円

- ・町内業者が建設する場合は10万円を加算
 - ・町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
 - ・用途地域指定区域内に新築する場合は30万円を加算
- ※新築工事等の着工前に手続きが必要です

3 住宅改修等奨励金

建築後、1年以上が経過した自己が居住している住宅の改修工事等を行う場合に、費用の一部を助成します。交付対象工事経費が50万円以上の場合に限ります。

【奨励金の額】基本奨励金：改修経費の5/100相当(上限5万円)

- ・町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- ・三世代同居世帯が居住する場合は基本奨励金額と同額を加算

※改修工事の着工前に手続きが必要です

4 賃貸住宅家賃助成奨励金

町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することを前提に入居する方に対し、入居してから1年間について家賃の一部を助成します。

【奨励金の額】

基本奨励金：(実質家賃-4万円)×1/2相当(上限：月額1万円)

- ・町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- ※入居前に手続きが必要です

5 田舎暮らし住宅活用奨励金

町内の空き家に3年以上居住することを前提に購入または賃借した方が、1年以内に改修又はハウスクリーニングを行う場合に、費用の一部を助成します。

【奨励金の額】

空き家改修 基本奨励金：改修経費の1/2相当(上限10万円)

・町内業者が改修する場合は基本奨励金額と同額を加算
空き家ハウスクリーニング

基本奨励金：清掃費の1/2相当(上限5万円)

※空き家バンク制度登録物件が対象で、改修工事、クリーニングの着手前に手続きが必要です

6 新婚世帯定住奨励金(揖斐川まちづくり応援振興券)

結婚後、町内に3年以上定住することを前提とした新婚世帯に対し、揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。婚姻日において夫婦ともに満50歳未満の方に限ります

【奨励金(振興券)の額】

(1組当たり)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

※婚姻日から1年以内に手続きが必要です

7 すこやかベビー祝い金(揖斐川まちづくり応援振興券)

町内に6ヶ月以上住民登録があり、出産後も引き続き1年以上居住すると見込まれる方に揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。

【奨励金(振興券)の額】

(出産子1人につき)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

※「揖斐川まちづくり応援振興券」とは、揖斐川町内の取扱店で使用できる地域振興券(商品券)のことです。

※上記の奨励金の支給を受けるには、交付要件に該当している必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

空き家情報登録「空き家バンク」をご存知ですか？

揖斐川町では、空き家の有効活用と地域の活性化を図るため、空き家物件の情報収集を進めています。町内に空き家をお持ちの方で賃貸・売却を希望される所有者の方は、空き家バンクへの登録ができます。登録された物件情報は、町のホームページ等で公開し、移住・定住等を希望される方に紹介します。

皆さまからの情報をお待ちしています。

【お問い合わせ先】1、3、4、5、6および空き家バンクに関すること：政策広報課 Tel 22-2111(内線114)
2に関すること：建設課 Tel 22-2111(内線316)、7に関すること：子育て支援課 Tel 22-2111(内線242)

③ 行政コスト計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

行政コスト計算書とは、人的サービスや社会保障給付サービスなどに1年間で使った費用などを集計した財務書類です。

（億円）

	H25	H26
1 人にかかるコスト	31	28
人件費	27	26
退職手当引当金繰入等	3	1
賞与引当金繰入額	1	1
2 物にかかるコスト	79	83
物件費	31	38
維持補修費	1	1
減価償却費	47	44
3 移転支出的なコスト	113	116
社会保障給付	85	86
補助金等	26	27
他団体への支出額	2	3
4 その他のコスト	7	19
支払利息	4	4
回収不能見込計上額等	3	15
経常行政コスト合計 A	230	246
経常収益 B	65	67
純経常行政コスト A-B	165	179

住民一人あたりの行政コスト計算書 （平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（万円）

	H25	H26
1 人にかかるコスト	14	13
人件費	12	11
退職手当引当金繰入等	1	1
賞与引当金繰入額	1	1
2 物にかかるコスト	34	36
物件費	14	17
維持補修費	0	0
減価償却費	20	19
3 移転支出的なコスト	49	51
社会保障給付	37	38
補助金等	11	12
他団体への支出額	1	1
4 その他のコスト	3	8
支払利息	2	2
回収不能見込計上額等	1	6
経常行政コスト合計 A	100	108
経常収益 B	28	29
純経常行政コスト A-B	72	79

④ 資金収支計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

資金収支計算書とは、各種の事業を実施するため、1年間に出入りした資金の動きを表した財務書類です。

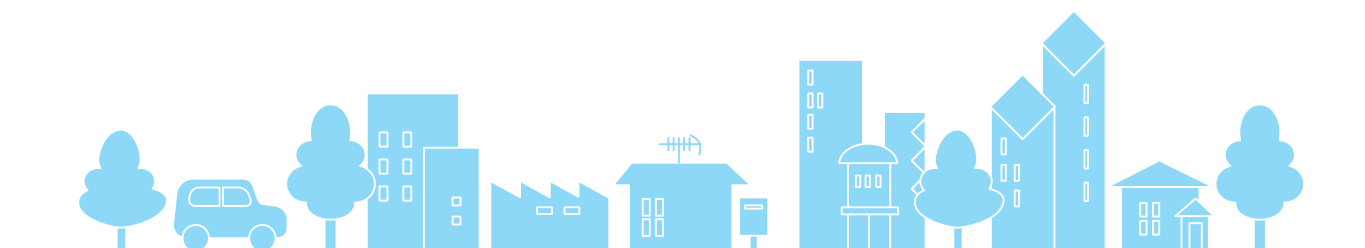
（億円）

	H25	H26
1 経常的収支	53	45
2 公共資産整備収支	△ 8	△ 17
3 投資・財務的収支	△ 36	△ 35
当期収支	9	△ 7
期首資金残高	50	59
期末資金残高	59	52

経常的収支：経常的な行政活動の収支で、「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」に含まれないもの

公共資産整備収支：公共資産の整備にかかる収支

投資・財務的収支：地方債の元金償還、発行額の収支等



平成26年度決算 連結財務書類の概要

揖斐川町では、住民の皆さんに分かりやすく財政状況を情報提供するため、民間企業会計の手法を取り入れた「新地方公会計制度」に基づいて、連結財務書類(4表)を作成しています。

連結財務書類を作成・公表することで、透明性の向上や説明責任の履行を図るとともに、資産・債務の適切な管理を行うことが可能となります。

連結財務書類には、①連結貸借対照表、②連結純資産変動計算書、③連結行政コスト計算書、④連結資金収支計算書の4表があります。町(普通会計、公営事業会計)のみならず、町が設立した第三セクターや加入している一部事務組合等の財務書類を連結して把握することで、町の全体的な財務実態をみることができます。

① 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

借方〔資金の用途〕 資金を何に使ったか		貸方〔資金の調達〕 資金をどこから調達したか	
学校、道路などの建設に使われたお金の総額です。道路や建物は減価償却をしています。土地は取得したときの価額で計上しています。	■資産 (億円)	■負債 (億円)	今までに、学校、道路などを建設するための財源として町が借金しているお金や町の職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職金相当額などです。
	H25 H26	H25 H26	
	①公共資産 1,179 1,173 [学校、道路、橋、町の施設など]	①固定負債 285 295	
	②投資等 106 110 [基金(固定的なもの)、出資金など]	②流動負債 27 27	
関係団体への出資金や基金などで蓄えているお金です。	③流動資産 62 54 [現金預金、未収金など]	負債合計 312 322	町が借金しているお金の平成 27 年度の返済予定額などです。
現金で持っているもののほか、必要時にすぐ現金化できる基金、町税などでまだ収納されていないお金です。	■純資産 ・国県補助金 ・一般財源 など 純資産合計 1,035 1,015	学校、道路などを建設するために使った国や県の補助金や税金などです。	
資産合計 1,347 1,337	負債純資産合計 1,347 1,337		

今までに、学校、道路などを建設するための財源として町が借入しているお金や、町の職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職金相当額などです。

町が借入しているお金の平成27年度の返済予定額などです。

学校、道路などを建設するために使った国や県の補助金や税金などです。

住民一人当たりの貸借対照表 (家計に例えると) (平成27年3月31日現在人口22,576人)

		(万円)				(万円)			
		H25	H26			H25	H26		
①住宅・土地		■資産		■負債		136	143	住宅ローン残高	
②定期預金・株式		514	520	①公共資産					
③普通預金・現金		46	49	②投資等		451	450	住宅・土地に対して今まで支払ってきたお金	
		27	24	③流動資産					

住宅ローン残高

住宅・土地に対して今まで支払ってきたお金

② 純資産変動計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかを表した財務書類です。

期首純資産残高	1,035 億円
純経常行政コスト	△ 179 億円
財源調達	171 億円
地方税・地方交付税	101 億円
その他財源・補助金等	70 億円
資産評価替えによる変動額など	△ 12 億円
期末純資産残高	1,015 億円

平成28年度犬の登録と狂犬病予防接種集合注射のお知らせ

狂犬病予防法により、飼い犬には、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

揖斐川町におきましては、次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。飼い主の方は最寄りの会場で受けてください。

現在、台帳に登録されている飼い主の方には、別途はがきでご案内しますので、当日必ずご持参ください。

◎ 飼い主・住所など登録事項の変更や、犬が死亡したときは、事前に変更届を出してください。

鑑札・注射済票をお持ちの上、揖斐川町役場生活環境課または各振興事務所地域振興課までお越しください。

◎ 会場などでのフンは、飼い主が始末してください。

◎ 対象犬 生後91日以上全ての犬(室内犬、小型犬問わず)

◎ 料 金 新規登録 1頭あたり 6,150円(新規登録料:3,000円+注射料金:3,150円)

登録済犬 1頭あたり 3,150円(注射料金のみ)



地域	月 日	実 施 場 所	実 施 時 間	地域	月 日	実 施 場 所	実 施 時 間
揖斐川	4月11日 (月)	胨永公民館前	9:30 ~ 10:30	春日	4月15日 (金)	滝集会所付近	10:00 ~ 10:15
		和田公会堂前	10:50 ~ 11:30			檜多目的集会所付近	10:20 ~ 10:25
		市場研修センター前	13:00 ~ 13:30			上ヶ流製茶工場前	10:30 ~ 10:40
		上野地区町公民館前	13:45 ~ 14:15			下ヶ流多目的集会所前	10:45 ~ 11:05
	4月12日 (火)	小柳会館前	9:20 ~ 9:50			香六班消防車庫前	11:10 ~ 11:25
		清水公民館前	10:10 ~ 11:00			春日公民館前	11:30 ~ 12:00
		下新町コミュニティセンター前	11:20 ~ 11:50			高齢者コミュニティセンター前	13:30 ~ 13:55
		JA 小島支店前	13:00 ~ 14:00			中山バス停付近	14:05 ~ 14:10
	4月13日 (水)	大和公民館前	9:40 ~ 10:30			初若バス停付近	14:20 ~ 14:25
		JA 北和支店北方出張所裏	10:50 ~ 11:40			古屋バス停付近	14:30 ~ 14:35
		揖斐川町役場東側駐車場	13:00 ~ 14:00			春日振興事務所前	14:50 ~ 15:00
谷汲	4月19日 (火)	深根地区活性化支援センター前	9:10 ~ 9:30	久瀬	4月14日 (木)	公正公民館前	9:20 ~ 10:00
		大洞地区農林漁家婦人活動施設前	9:40 ~ 9:55			大西精工前(櫛平)	10:05 ~ 10:15
		中名礼公民館前	10:10 ~ 10:50			外津汲集会場前	10:20 ~ 10:30
		谷汲振興事務所車庫前	11:05 ~ 11:45			日坂公民館前	10:50 ~ 11:15
		上神原トレイルセンター前	13:20 ~ 13:40			檜原集会場前(森下・九戸坂)	11:30 ~ 11:40
		西部文化会館(横蔵診療所)前	13:50 ~ 14:10			小津公民館前	13:20 ~ 13:50
	4月20日 (水)	赤石地区集落農事集会所前	9:30 ~ 9:40	坂内	4月18日 (月)	久瀬振興事務所前	14:00 ~ 14:30
		旧名鉄長瀬駅前	9:50 ~ 10:15			諸家三叉路	9:40 ~ 9:55
		東部文化会館(旧長瀬支所)前	10:25 ~ 10:50			坂本生活改善センター前	10:10 ~ 10:30
		沖野公民館前	11:00 ~ 11:05			川上集会場前	10:55 ~ 11:10
		岐礼多目的集会所前	11:15 ~ 11:35			広瀬集会所前	11:25 ~ 12:00
		高科地区活性化支援センター前	11:40 ~ 11:55	藤橋	4月18日 (月)	藤橋振興事務所1階駐車場	13:30 ~ 14:00

※登録者への案内ハガキは、注射日の1週間程前に発送します。ハガキの内容をお確かめのうえ、会場にお越しください。

※動物病院で注射を打つ場合でも、病院にハガキをご持参ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課 TEL 22-2111

春日振興事務所地域振興課 TEL 57-2111

坂内振興事務所地域振興課 TEL 53-2111

谷汲振興事務所地域振興課 TEL 55-2111

久瀬振興事務所地域振興課 TEL 54-2111

藤橋振興事務所地域振興課 TEL 52-2111



年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策の一つとして、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者などに支援を行い、28年度前半の個人消費の下支えにも資するような年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)を実施します。

※対象となりうる方には **4月中旬** に申請書およびチラシなどをお送りします。

■支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)です。

平成27年度臨時福祉給付金の支給要件は以下のとおりです。

- (1) 平成27年1月1日において、揖斐川町の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 平成27年度分の町民税(均等割)が課税されない方(平成27年度分の町民税(均等割)課税者の扶養親族等を除く)

※ただし、以下の場合には対象外です。

- 生活保護制度の被保護者となっている場合
- 中国残留邦人などに対する支援給付の受給者である場合
- 国立ハンセン病療養所など入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ハンセン病療養所非入所者給付金(援護加算分)の受給者である場合

■支給額

1人につき30,000円

■申請手続き

郵送または交付窓口(本庁および各振興事務所)にて申請ができます。

申請先は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録のある市町村となります。

■申請期間

4月18日(月)～7月29日(金)

■「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください

- ・町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人から振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・町や厚生労働省などが、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、町や厚生労働省などが町民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場 福祉課 TEL 22-2111(内線231)



各種手当の額が変わります

今年1月29日に公表された平成27年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0・8％）に基づき、4月1日から次のとおり各種手当の額が変更となります。

手当の種類と金額（1か月あたり）

手当の種類	平成27年度 （月額）	平成28年度 （月額）
児童扶養手当 （全部支給）	42,000円	42,330円
児童扶養手当 （一部支給）	41,990円 ～9,910円	42,320円 ～9,990円
特別児童扶養手当 （1級）	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当 （2級）	34,030円	34,300円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
特別障害者手当	26,620円	26,830円

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場福祉課または、
子育て支援課
Tel 22-2111

介護相談員募集

揖斐川町では、介護保険施設などにおけるサービスの質の向上のため、施設に派遣する介護相談員を募集します。

■内容

町内の介護保険施設や、グループホーム、通所サービス事業所などを訪問し、入所者の相談業務を行います。

■条件

町内在住で、車が運転できる方
県主催の介護相談員育成講座を受講（講義5日間・実習2日間）
2年間継続して活動できる方

■募集期間

4月1日（金）～4月11日（月）

提出書類 履歴書

選考基準 書類・面接による選考

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場福祉課
Tel 23-1341

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①緑ヶ丘住宅 6戸

・住所 揖斐川町和田386

・建設年度 昭和60年度

・中層耐火構造3階建 3DK

・駐車場 1台

・家賃 13300円／

・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。

②島住宅 3戸

・住所 揖斐川町島142

・建設年度 平成10年度

・中層耐火構造3階建 3DK

・駐車場 2台

・家賃 23200円／

③グリーンハイツ長瀬 1戸

・住所 揖斐川町谷汲長瀬929

・建設年度 平成7年度

・木造2階建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 32800円／

■敷金 家賃の3か月分

■入居条件

・現在同居、または同居しようとする親族（婚約者含む）があること
・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと
・家賃の他に共益費（上下水の使用料・共用部分の電気料など）が必要です
・所得条件あり

※詳しくは窓口にてご相談ください。

■募集期間

4月1日（金）～4月15日（金）

■入居予定日

平成28年5月下旬を予定

④さつき（北方）住宅、末福（谷汲深坂）住宅および春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは窓口にてご相談ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課
Tel 22-2111（内線317）

公共交通についてのお知らせ

揖斐川町コミュニティバス

3月19日養老鉄道時刻改正、および3月26日樽見鉄道時刻改正に合わせ、揖斐川町コミュニティバスの時刻表を改正しました。

新しい時刻表については、今月号に折込みしていますのでご覧ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場政策広報課

Tel 22-2111（内線111）

名阪近鉄バス（株） 揖斐営業所

Tel 22-1207

樽見鉄道

■今年も桜ダイヤにて運行します

4月1日から15日まで桜ダイヤにて運行します。期間中は通常ダイヤに加え、次の臨時便も運行しますので、ぜひ、ご活用ください。

便ごとに途中の停車駅が異なりますので、詳しくは樽見鉄道（株）の時刻表をご確認ください。

【本巣・大垣方面】

・谷汲口駅9時58分発 本巣駅行き

（高料駅9時50分発）

・谷汲口駅11時33分発 本巣駅行き

・谷汲口駅12時56分発 大垣駅行き

・谷汲口駅14時26分発 大垣駅行き

・谷汲口駅15時55分発 大垣駅行き

（高料駅15時47分発）

【樽見方面】

・谷汲口駅10時47分発 樽見駅行き

・谷汲口駅12時10分発 樽見駅行き

・谷汲口駅13時38分発 樽見駅行き

（高料駅13時47分発）

【お問い合わせ先】

樽見鉄道（株）
Tel 0581-34-8039

4月の「星を見る会」

西美濃天文台では、毎月2回、「星を見る会」を開催しています。

県内最大級の口径60センチメートル反射望遠鏡で天体を観察する企画

で、どなたでも参加できます。
大望遠鏡で見る宇宙の姿は圧巻です。ぜひご参加ください。4月の予定は次のとおりです。

■開催日時

4月9日(土) 19時30分～20時30分
4月29日(金) 19時30分～20時30分

■観覧対象

木星、冬から春の星雲・星団など
※曇雨天時は中止します。

■場所

西美濃天文台

■参加費

小学生以上100円

藤橋城・西美濃プラネタリウム
TEL 52-2611

※当日16時30分までにお申込みください。
月曜日・火曜日は休館日です。

【お問い合わせ先】

就業支援講習会開催

岐阜県にお住まいのひとり親の方を対象に、就業支援講習会受講者を募集します。

■募集講座

介護職員初任者研修、医療事務
※定員に満たない場合は、開講されない場合があります。

■応募資格

県内にお住まいのひとり親の方で、児童扶養手当を受給している、または、同等の所得水準の方が対象となります。

■定員

5～10人(抽選)

■受講料金

無料

※教材費など講習会受講に必要な経費は自己負担になります。

■申込み期限

4月18日(月)～5月27日(金)

【お問い合わせ先】

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
TEL 058-268-2569

メールアドレス
shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp

国家公務員募集

人事院は平成28年度に次の採用試験を行います。受験案内などは人事院ホームページからダウンロードできます。

また、受験申込みはインターネットにより行ってください。
詳しくは当事務局までお問い合わせください。

総合職試験(院卒者・大卒程度試験)

受付期間 4月1日～4月11日

一般職試験(大卒程度試験)

受付期間 4月8日～4月20日

一般職試験(高卒程度試験)

受付期間 6月20日～6月29日

※高卒程度試験受験案内のホームページ掲載日は5月9日です。

【お問い合わせ先】

人事院中部事務局
TEL 052-961-6838
ホームページ
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/>
saiyo.htm

税務職員募集

職種 国税専門官

■受験資格

①昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
②平成7年4月2日以降生まれの者
で次に掲げるもの

・大学を卒業した者および平成29年3月までに卒業する見込みの者
・人事院が上記に掲げる者と同等の資格があると認める者

■申込み期間

インターネット
4月1日(金)9時～4月13日(水)

・郵送または持参
4月1日(金)～4月4日(月)

※郵送の場合は、4月4日(月)までの通信日付印があるもの、持参の場合は、4月4日(月)17時までに提出があったものに限り、受け付けます。

■試験日

・第1次試験 5月29日(日)

・第2次試験
7月12日(火)～7月20日(水)の指定する日

【お問い合わせ先】

名古屋国税局 人事第二課 試験係
TEL 052-951-3511
国税庁ホームページの名古屋国税局コーナー
<http://www.nta.go.jp/nagoya>

揖斐川町シルバー人材センターからのお知らせ

■会員募集

センターでは、2月～3月に28年度の会員登録会を行い、多くの方にご登録いただきました。引き続き会員を募集しています。60歳以上で就業の機会をお探しの方は、お気軽に『事業および入会説明会』にお越しください。

■今月の事業および入会説明会

4月18日(月) 10時～11時30分
揖斐川町福祉総合支援センター
2階 会議室

■秋からの剪定予約受付開始

9月からの剪定作業の予約受付を開始します。予定数100件になり次第締め切ります。お早めにお電話にてお申込みください。

ただし剪定時期につきましては指定できません。剪定会員・剪定時期などはセンターにお任せ頂きます。

また、天候・諸事情により年を越す場合もあります。これらをご了承ください。9月までの剪定については、随時受付しています。

この他にもお仕事の依頼をお待ちしていますので、お気軽にお電話ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町シルバー人材センター
揖斐川町福祉総合支援センター2階
TEL 23-0907
受付時間 8時30分～17時



猫の飼い主の皆さんへ



猫による「糞尿」、「鳴き声」、「庭や畑を荒らす」という苦情が問題となっています。飼い主の皆さんは、次のことを守ってください。

① 首輪、名札などによる飼い主の明示

飼い猫に首輪、名札などを付け、飼い主を明らかにしてください。（飼い猫が帰ってこなくなった場合、災害時に発見が容易になります）

② 不妊・去勢手術の実施

毎年、多くの猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限をおこなってください。

③ 飼い猫の放棄の禁止

安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は飢えや寒さ、病気、交通事故で死を迎えたり、野良猫になって地域の皆さんにご迷惑をかけることになります。

④ 飼い主不明の猫への給餌の禁止

飼い主不明の猫に餌を与えることは、その地域に猫が住み着き、増加する原因となります。それにより、「糞尿」、「鳴き声」、「庭や畑を荒らす」など、地域の皆さんにご迷惑をかけますので、安易に餌を与えないでください。

⑤ 猫が飼えなくなった場合

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。やむをえずどうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場 生活環境課 22 - 2111



◇ 揖斐川町役場へ
3月2日（水）、有限会社揖斐川
清掃代表取締役社長 宮本実浩さん
より、社会教育振興のために寄付金
100万円をいただきました。
ありがとうございました。

あたたかい善意

自衛官等募集案内

募集種目		受験資格	受付期間	試験期日
自衛隊大垣地域事務所 PR モニター	学生モニター	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じ行っています。	受付時にお知らせ致します。
	一般モニター	18歳以上 45歳未満の者		
自衛官候補生	男子	18歳以上 27歳未満の者		

※細部詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」 大垣市林町 5 - 18 光和ビル 2 階
TEL 0584 - 73 - 1150

今月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。

新川 とらのさん(春日美束)

2月8日(月) 95歳



野口

澄子さん(三輪)
2月9日(火) 95歳



竹中 俊一さん(西津波)

2月15日(月) 95歳



林 敷江さん(北方)

2月16日(火) 95歳



川村 芳乃さん(春日川合)

2月23日(火) 95歳

皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



被災地からの活動レポート ③4

岩手県大槌町

揖斐川町派遣職員 高橋富士夫

大槌町の土地造成事業は、平成29年度末までの完了を目指し、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業が進み、壊滅的な被害を受けた町中心部の町方地区でも2月中旬から住宅再建する土地の引き渡しが始まりました。

また災害公営住宅(県営・町営)についても建築が進み、入居が順次始まっています。ハード面での整備が進むと同時に、町や社会福祉協議会、ボランティア団体などによる仮設住宅からの生活再移行期の新たなコミュニティ形成支援のための住民交流会などを開催しています。

しかし、自治会が無いことによるごみの管理や住宅内の共有場所の清掃、共益費など生活面細部まで課題が多いのが現状です。

仮設住宅では光熱費以外が無料で、仮設支援員による手厚い見守りがあるため、それと同等の生活を期待していた住民からは、不安や不満の意見が出ています。主催者側も地道に会合を重ね、一つ一つの課題に対し説明しながら進めています。

ます。

また仮設住宅では比較的元気な方や仮設団地内での活動の中心となってきた方が転居するケースもあり、仮設団地内では空き部屋が目立ちはじめています。その状態を目の当たりにした残された住民からは「寂しい…」と仮設支援委員に対し訴える方もいます。

今後、仮設住宅の集約化も始まり、ますます空き部屋が多くなる中で、新たな見守り支援対策が求められています。

一方で震災後の多くの支援が住民一人ひとりの生活力などを奪ってしまい、住民の中には年代を問わず何でも支援してくれるのではないかという意識も一部の方で根強く残っています。

生活面での各種支援を受け、現在も国保の医療費自己負担や介護サービス利用料、また保育料などが減免されており、そこから生活面での自立へ意識を変えていくことは本当に難しいと感じています。



公営住宅での住民交流会